JIS

造船用語－船体－外ぎ装

JIS F 0013：2012

(JSTRA)

平成 24 年 2 月 24 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
（部会長）	稲　葉　　敦	工学院大学
（委員）	伊　藤　　弘	独立行政法人建築研究所
	大　橋　　守	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大　山　永　昭	東京工業大学
	小　野　　晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	金　丸　淳　子	財団法人共用品推進機構
	河　村　真紀子	主婦連合会
	窪　塚　孝　夫	公益社団法人自動車技術会
	鈴　木　富　雄	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	田　中　護　史	財団法人日本船舶技術研究協会
	土　肥　義　治	独立行政法人理化学研究所
	東　郷　洋　一	財団法人日本規格協会
	富　田　育　男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中　西　英　夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野　口　祐　子	森・濱田松本法律事務所
	長谷川　英　一	一般社団法人電子情報技術産業協会

主　務　大　臣：国土交通大臣　　制定：昭和 54.5.1　　改正：平成 24.2.24
官　報　公　示：平成 24.2.24
原 案 作 成 者：財団法人日本船舶技術研究協会
（〒107-0052　東京都港区赤坂 2-10-9　ラウンドクロス赤坂　TEL 03-5575-6425）
審　議　部　会：日本工業標準調査会　標準部会（部会長　稲葉　敦）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，国土交通省海事局 船舶産業課［〒100-8918　東京都千代田区霞が関 2-1-3　TEL 03-5253-8111（代表）］又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室［〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1　TEL 03-3501-1511（代表）］にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

目　次

ページ
序文……1
1　適用範囲……1
2　引用規格……1
3　用語の分類……1
4　用語及び定義……2
解　説……18
索　引……21

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は，工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき，財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から，工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり，日本工業標準調査会の審議を経て，国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって，**JIS F 0013**:1998 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。

日本工業規格　　JIS
F 0013：2012

造船用語－船体－外ぎ装

Ships and marine technology—Vocabulary—Deck machinery and outfittings

序文

この規格は，2008年に第3版として発行された**ISO 3828**及び1995年に第1版として発行された**ISO 8147**を参考に我が国の事情を考慮して，作成した規格である。

ISO 3828は甲板機械のうちウインチに関する用語及び図記号を，**ISO 8147**はデリック及びこれに関する構成部品の用語について統一化した国際規格であるが，この規格の分類と一致せず，特定の甲板機械に限定して規定されているとともに定義の表現方法に相違があることから，これらの国際規格の規定を変更することなく採用することはできない。このため**ISO 3828**及び**ISO 8147**を参考に我が国の事情を考慮して作成した。

この規格は，1979年に制定され，その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1998年に行われたが，その後この規格の用語を採用している**JIS F 3303**の規定によるチェーンの定義は**ISO 1704**の規定を採用したことから，これに倣いチェーンに関する規定について改正した。

1　適用範囲

この規格は，主として船外に装備する操だ（舵）装置，えい航・係留装置，救命設備，甲板機械などの外ぎ装に関する用語及び定義について規定する。

2　引用規格

次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで，西暦年を付記してあるものは，記載の年の版を適用し，その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS F 3303　フラッシュバット溶接アンカーチェーン

ISO 3828:2008，Shipbuilding and marine structures－Deck machinery－Vocabulary and symbols

ISO 8147:1995，Shipbuilding and marine structures－Derrick rigs and component parts－Vocabulary

3　用語の分類

この規格で用いる用語の分類は，次による。

a)　操だ（舵）装置

b)　えい航及び係留装置

c)　荷役装置

d)　開口及び閉鎖装置

e)　救命設備

著作権法により無断での複製，転載等は禁止されております。